

手続説明書

(上水)

給水装置工事業の廃止・休止・再開

1 事業の廃止・休止・再開の届出

提出書類
<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事業業者廃止・休止・再開届出書（様式第6）
<input type="checkbox"/> 指定給水装置工事業業者証
※廃止又は休止の場合のみ

2 その他の手続

給水装置工事業の事業を廃止し、休止し、又は再開するに当たっては、次の事項にも注意してください。

- ・事業の廃止の場合には、給水装置工事主任技術者の解任の届出をすること。
- ・休止した事業を再開する場合において、指定を受けた事項に変更がある場合には、指定事項の変更の手続を行うこと。